

近世中期・後期関宿藩支配関係についての考察

―下総国猿島郡・葛飾郡、武蔵国葛飾郡内領地の変遷―

中村正己

はじめに

関宿藩の所領は、天正十八（一五九〇）年に藩主松平（久松）康元が下総国葛飾郡内に二万石を与えられ入封して以来、明治四（一八七二）年藩主久世広業迄の間、譜代大名として八家二十二人の変容をみると同時に支配関係もめまぐるしく変わった。

本稿では、寛文期以後について歴代藩主が領した下総国猿島郡・葛飾郡及び武蔵国葛飾郡内関宿藩領地の変遷（表十二頁）を考察してみるところにした。

一 寛文朱印留

寛文元（一六六一）年十二月、藩主板倉重郷は藩主退任と同時に、五万石領有のうち弟重形の五千石を分地した。この分地に伴い寛文四（一六六四）年四月、遺領を継いだ板倉重常（一六六一―一六六九）宛都合四万五千石の朱印状・領知目録が発給された。

寛文四年四月板倉重常宛領知朱印状・領地目録

下総国葛飾・猿島・相馬・豊田四郡之内式万六千六百石、常陸国新治・筑波両郡之内壹万石、武蔵国豊嶋・新座二郡之内千石、撰津国嶋下郡内七千四百石、都合四万五千石目録在事、充行之訖、全可領地者也、仍如件、

別紙

寛文四年四月五日御朱印

筆者

建部与兵衛

板倉隠岐守とのへ

目録

下総国

葛飾郡之内 式拾三箇村（※印武蔵国葛飾郡）

関宿

江戸町村	元町村	台町村	東西高野村
江川村	山王村	小福田村	大福田村
小手指村	新高野村	川妻村	水海村
高野村	※新田村	※高須賀村	※宇和田村
新田戸村	中戸村	柏寺村	桐ヶ作村

古布内村 親野井村 次木村

高五千八百九石九斗式升壹合

猿島郡之内 五拾箇村(※印葛飾郡)

境村 谷貝村 長井戸村 猿山村

塚崎村 横塚村 久能村 稲尾村

志鳥村 北山田村 上片田村 下片田村

東山田村 上小橋村 蛇池村 栗山村

山崎村 西泉田村 大寿^(歩)村 内門村

菅野谷村 逆井村 山村 下小橋村

染谷村 浦向村 金岡村 一谷村

百戸村 伏木村 若林村 寺久村

生子村 借宿村 出島村 駒跳村

富田村 半谷村 杓掛村 岩井村

辺田村 中里村 小泉村 桐木村

矢作村 小山村 長谷村 鶴戸村

三村 長須村

高一万六千九百式拾九石八斗壹升壹合

——省略——

都合四万五千石

右今度被差上郡村之帳面相改、達上聞所被成下 御朱印也、此儀

兩人奉行依被 仰付執達如件、

永井伊賀守

寛文四年四月五日

尚庸

小笠原山城守

長頼

板倉隱岐守殿

寛文期藩主板倉氏の領地高をみると、下総国猿島郡内、葛飾郡内、武蔵国葛飾郡内七十三か村の合計村高二万二千七百三十九石七斗三升二合は、総領有高四万五千石に対して五〇・五三%であり、他領知目録より僅かながら半数以上の高を領した。

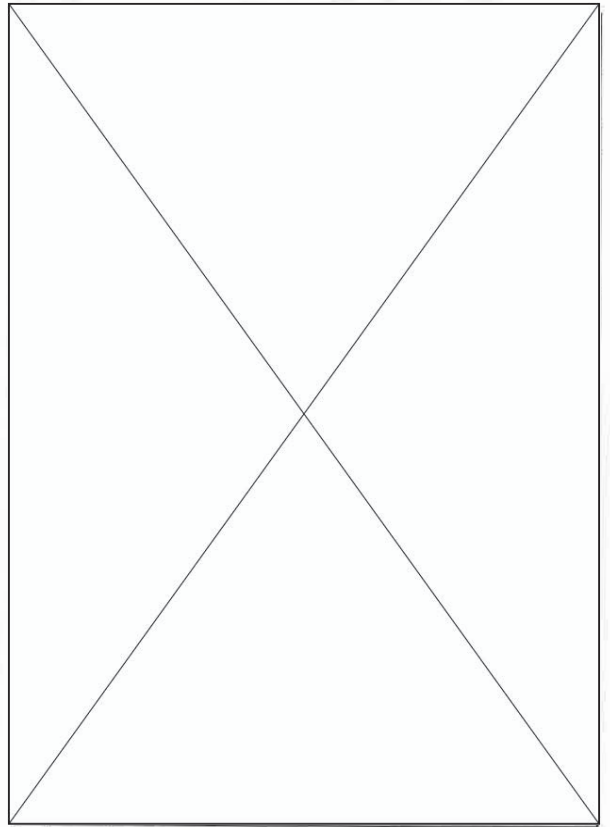
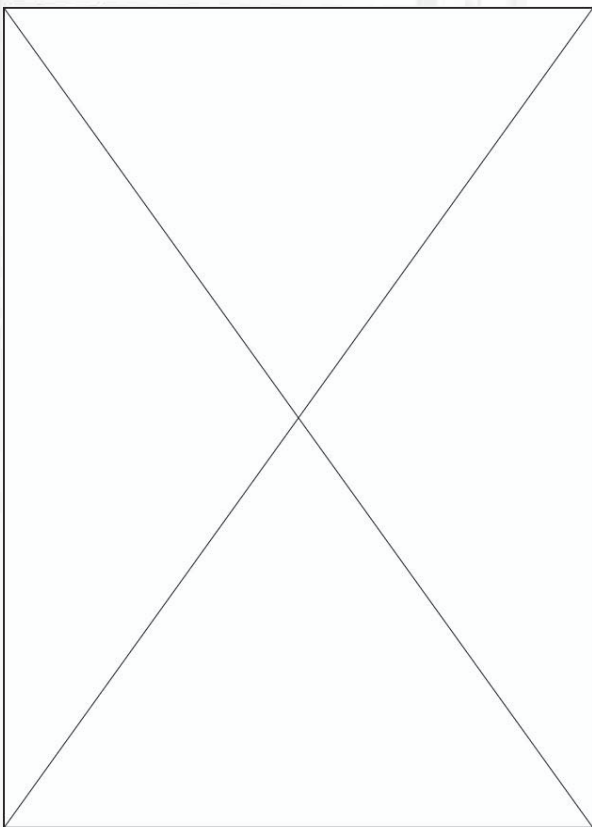
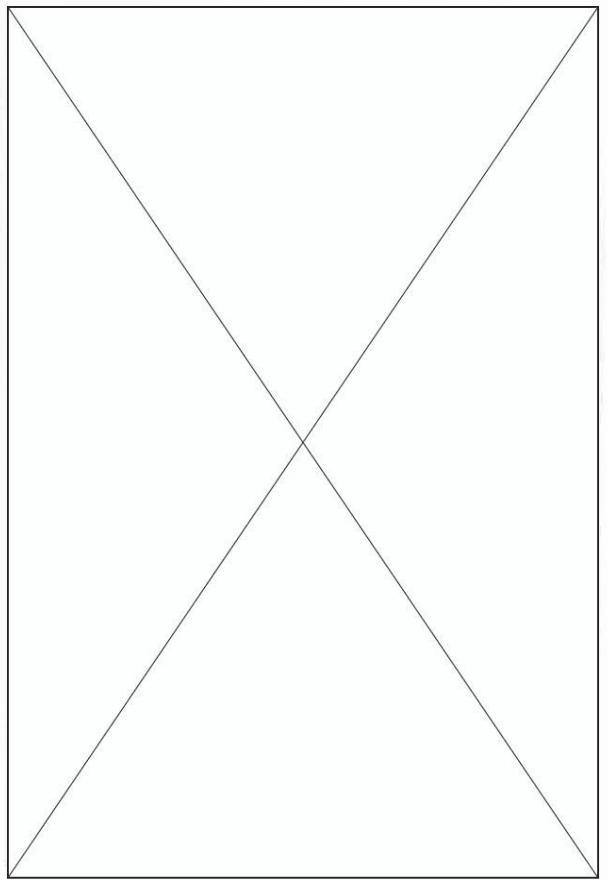
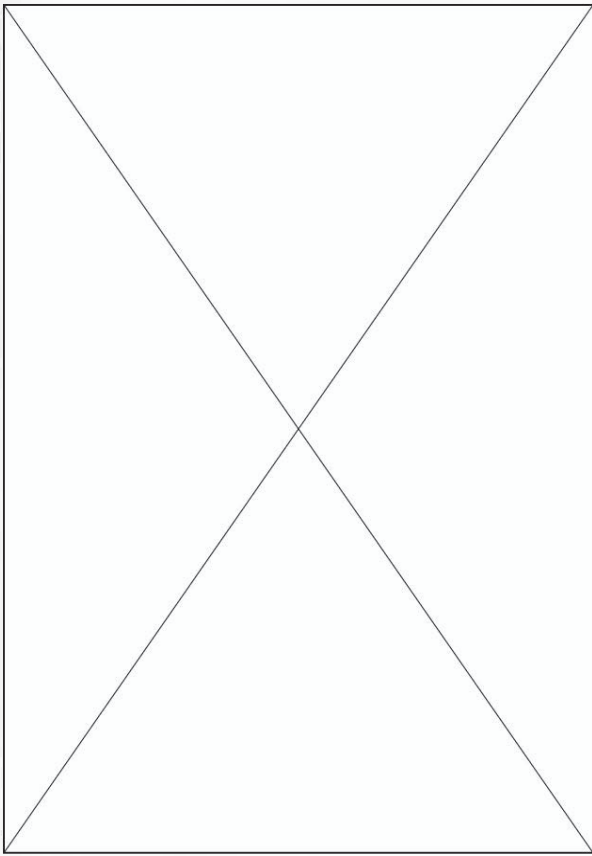
板倉氏の後、寛文九(一六六九)年六月、藩主久世広之は加増領地替えにより五万石で入封した。後に広之遺領を継いだ重之が天和三(一六八三)年八月、備中庭瀬藩に転封されるまでの間、関宿藩における前期久世氏支配の成立をみた。

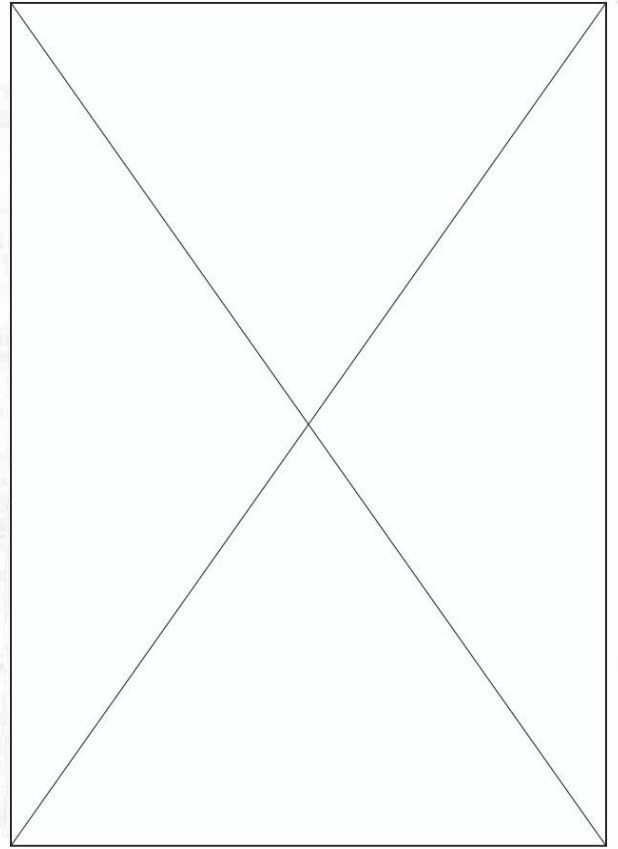
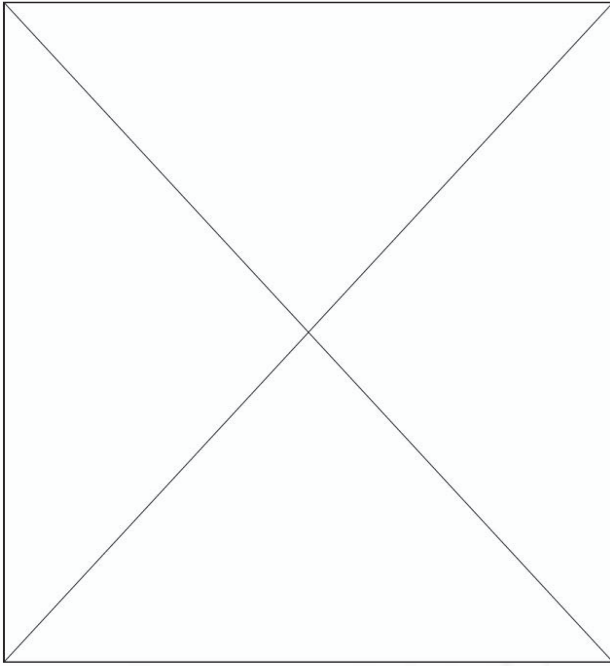
二 牧野氏領地について

(一) 牧野成貞領地

牧野氏支配関係については、將軍綱吉政権の側用人として政治の中核的存在にあった牧野成貞(一六八三〜一六九五)が五万三千石を領して、天和三(一六八三)年九月二日入封したことに始まる。

高五万三千石の領地は、貞享元(一六八四)年九月二十一日牧野備後守領知朱印状写・目録写によると、「下総国葛飾郡之内二四箇村、高四





千九百七拾八石九斗三升七合、猿島郡之内五一箇村、高二万七百二石二斗六升四合、武蔵国葛飾郡之内一〇箇村、高三千九拾六石零斗四升七合とある。下総・武蔵両国八十五か村の合計村高は二万八千七百七十七石三斗四升八合で、総領有高の五四・三%の割合を占める。

寛文朱印留と比較すると、十二か村（川妻村、新幸谷村、冬木村、内町、神田村、幸田村、上吉羽村、下吉羽村、志辺内村、平野村、中野村、長間村）が新たに加わり、高六千三十七石六斗一升合増となる。

ただし、成貞末期、元禄十一（二六九八）年の領地替えにより旗本領や古河藩領になった村々もある。

(2) 牧野成春領地

成貞の後、養嗣子牧野成春（一六九五〜一七〇五）は、元禄八（二六九五）年十一月襲封した。

元禄十二（二六九九）年牧野備後守宛領知朱印状写・目録写によると総領有高であり、歴代藩主の中で最も多い石高を領した。

下総国葛飾郡之内三拾箇村、高六千九百八十五石九斗七升三合、猿島郡之内五拾七箇村、高二万二千八百拾三石五斗九升八合、武蔵国葛飾郡之内九箇村、高三千二百九拾六石七斗五升五合、

両国二郡の総高は、三万三千九十六石三斗二升六合で、成貞の領地と比べて村数では十一か村増え、高四千三百八十八石九斗七升八合増となる。「元禄郷帳」によれば、関宿藩領内下総国葛飾郡内は三十三か村で総高七千七百五十一石六斗六升三合、猿島郡内は五十七か村で総高二万二

千三百三十六石三斗四升六合、武蔵国葛飾郡内は十一か村で総高三千八百九十四石九斗三升一合であった。

三 久世氏領地について

宝永二（一七〇五）年、牧野成春が三河国吉田藩に転封後、久世重之（一七〇五～一七二〇）が常陸・和泉・下総国で五万石を領し再封した。以後廢藩置縣に至るまで、関宿藩領地については藩主暉之、広明、広誉、広運、広周、広文、広業と八代にわたり代々久世氏が支配した。

この間、領地は明和七（一七七〇）年から安永三（一七七七）年までは堀田相模守正順の預かりとなった時期もあった。

石高については五回、領地は十二回の変遷があり、なかでも藩主広周の時の万延元（一八六〇）年に六万八千石となり、久世氏支配期で最高の石高となった。

板倉氏、前期久世氏、牧野氏の領地であった村は、元禄末期や享保期に両国二郡内で二十九か村が天領、一橋家領、清水家領、旗本領、古河藩領、壬生藩領等へ領地替えと一部相給となったことが特徴的である。享保期の領地替えは飯沼新田開発によるものである。

藩主広周時代の天保期（一八三〇～一八四四）においては、領地高五万八千石を有し、「天保郷帳」によれば下総国猿島郡内は四十八か村で総高一万九千六百五十四石六斗八升一合、同国葛飾郡内は三十か村で総高七千八百六十一石八斗二升六合であった。

久世氏最後の藩主広業（一八六八～一八七二）時代の支配高は四万三千石であり、支配村数は同国両郡のうち、一村のみが岩槻藩領地替えになったほかは「天保郷帳」と同様である。

明治元年「旧高旧領」石高は、猿島郡内は総高一万九千三十五石八斗七升、葛飾郡内は総高七千八百二十九石一斗七升が藩領地であった。

「元禄郷帳」と比べて六百五十一石四斗六升七合の減石であるが、それらは寺社領朱印石及び他領地との相給によるものと考えられる。

おわりに

所領は、藩主牧野氏時代が最も多く有し、板倉氏、牧野氏と領有していた下総国猿島郡内の十一か村をはじめ、同国葛飾郡内の二か村、武蔵国葛飾郡内の十一か村は、後期久世氏支配時において領地替えが行われたことは、近世中期から後期にわたる関宿藩領の領主支配をみる上で注目すべき点である。

【参考文献】

- ・『猿島町史』資料編近世（一九九五年）猿島町史編さん委員会
- ・『茨城県史料』近世政治編Ⅱ（一九九二年）茨城県史編集委員会
- ・『天保郷帳（一）』（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』五六巻所収、一九八四年、汲古書院）
- ・『天保郷帳（二）付元禄郷帳』（同五六巻）
- ・木村磯「旧高旧領取調帳」関東編（一九八〇年）近藤出版社
- ・『藩史大事典』第二巻関東編（一九八九年）雄山閣出版
- ・長命豊「茨城県猿島郡岩井市の近世史料集成」（一九七一年）
- ・『茨城県の地名』（一九八二年）平凡社

（境町教育委員会町史編さん室）